



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 110 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2024 年 9 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

フェアワーク改正法第 2 弾における主な改正点について（労働法）

労使関係に関する「法の抜け穴」を塞ぐことを目的としたフェアワーク改正法の第 2 弾が、8 月 26 日より施行されました。これに伴い、①非正規雇用の新たな取扱い、②「つながらない権利」の導入、③コントラクターとの契約条件に関する新たな枠組みなどの様々な変更点がありますので、これらを確認し適切に対応することが重要になります。

①非正規雇用については、雇用関係の実態を考慮し、「期間の定めのない継続的な業務に関する確約（firm advance commitment to continuing and indefinite work）」がある場合、非正規雇用と認められなくなります。雇用開始後 6 か月以上（中小企業の場合は 12 か月以上）勤務した従業員は、雇用主に対して正規雇用への転換を书面通知で求めることができるようになりました。②「つながらない権利」について、従業員の通常の勤務時間外に雇用主（または取引先やクライアントなど）からメールや電話などのコンタクトがあった場合に、拒否することが不合理でない限り、応答しないこと（「つながらない」こと）が従業員の権利として認められることになりました。勤務時間外の対応を拒否することが「不合理」かどうかは、業界の特性、職場特有のニーズ、従業員の職責や役割、従業員の健康や安全に及ぼす影響や家庭事情、報酬の適正性など、様々な要素が考慮されます。③年間 17.5 万豪ドル未満の賃金のコントラクターとの契約に関し、報酬・休暇の権利・労働時間などの条件についてフェアワーク委員会が不当であると判断した場合、内容の修正を求める等の権限をフェアワーク委員会は有しますので、コントラクターとの契約内容を見直すなどの対応が必要となる可能性があります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

Japan Practice
紹介サイト



その他の注目のトピック

キャピタルゲイン税制に関するアップデート（キャピタルゲイン税制）

オーストラリア政府が5月14日に公表した2024 / 25年度予算案では、非居住者である外国企業へのキャピタルゲイン税（CGT）の強化について提案されました。このたびオーストラリア政府は、CGT 税制に関してより詳細な内容を記載したコンサルテーション・ペーパーを公表しましたが、脱炭素社会に向けた投資や M&A 取引に実務上影響を与える内容となっています。

今回のコンサルテーション・ペーパーでは、CGT の課税対象となる資産の範囲が拡大され、これまで CGT の課税対象外とされてきた再生可能エネルギー分野への投資も影響を受ける可能性があります。新たな CGT の課税対象の適用は2025年7月1日から開始される見込みであるため、それまでに CGT の課税対象となり得るプロジェクトの売却などの駆け込み取引が発生することも予想されるようです。また、特定の取引に関して、税務当局への事前通知の義務化や、CGT 課税対象資産に適用される源泉徴収税率の引き上げなども提案されています。

今回の CGT 税制の改正案は、インフラやエネルギー関連資産の取引だけでなく、不動産や株式等の取引にも広く影響を与える可能性がありますので、今後の法改正に向けた議論を注視しながら、一度網羅的に確認しておくことをお勧めします。原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

サステナビリティに対する ACCC のスタンス（競争・消費者法）

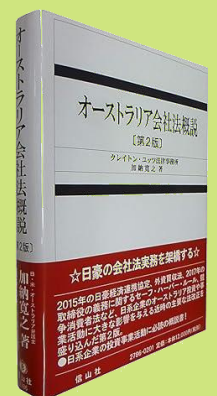
オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、持続可能な社会の実現に向けて企業が協力する際に競争法上のリスクを回避するためのガイドラインの草案を公表しました。

ACCC は、持続可能性に関わる目標達成のために企業が協力することについて正当な理由があることを認めながらも、談合やカルテルなどの公共の利益に反する行為を禁じており、これらを防ぐための内部統制を見直す必要性を示しています。談合やカルテルなどを隠すために持続可能性を利用することはできないとし、これらの違反行為に対する民事罰は、5,000万豪ドル、不当に得た利益の3倍、または当該期間の売上高の30%のいずれかの大きい額となり、カルテルに関する違反は刑事罰の対象となります。

ガイドラインの草案では、サステナビリティに関する企業同士の協力においてリスクが高いと考えられる事例として、たとえば業界のリサイクル・スキームに対する拠出金を捻出するために、製品販売代金に一定の賦課金を上乗せして消費者に負担させることをサプライヤー同士で合意することなどが挙げられます。他方、環境への影響を削減するための共同出資研究などはリスクの低い事例とされています。なお、競争法に違反する可能性のある行為であっても、ACCC が公共の利益があると判断した場合、当該行為を許可することがあります。原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メル](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

適時開示に関連する法改正とその有効性に関するレビューについて（会社法・ASIC 法）

上場会社の株価に影響を及ぼすような重要事実について、企業やその取締役には情報開示を行う義務がありますが、2021年に適時開示に関する法改正が施行され、情報不開示に関して故意や過失（fault element）があった場合のみ民事上の責任を負うことになりました。これはアメリカやイギリスの制度と整合させたもので、企業やその取締役が機会主義的な集団訴訟の対象となるリスクを低減する内容であるため、オーストラリアのビジネスリーダーたちから支持を受けました。

このたび、本改正の有効性などを評価するためのレビューが行われ、その中でオーストラリア証券取引委員会（ASIC）が違反通知（infringement notice）を用いることに消極的になるのではないかとの見方が示されました。通常 ASIC は民事罰の進捗に進むことが見込まれる場合に違反通知を出すため、「fault element」の条件が加わったことにより、その発行は限定的になると考えられます。そのため、ASIC による強制措置に関しては例外的に「fault element」の条件を除外することを政府は提案しています。

しかし、このような提案が受け入れられた場合、気候関連リスクの情報開示の枠組みにも影響を及ぼす可能性があります。気候関連の情報開示の内容は、将来のスコップ 3 排出量やシナリオ分析などの不確実性が高いものが多いことから、企業やその取締役には限定的な免責（limited immunity）を適用することが議論されていますが、仮に ASIC が強制措置をとる際に「fault element」の立証が必要でなくなった場合、気候関連の情報開示に関するリスクに影響を及ぼす可能性がありますので、今後も注目すべき論点といえます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

大学に適用される現代労使裁定の見直しについて（労働法）

近時のフェアワーク法の改正により、有期雇用契約に関しては、原則として、2年を超える契約、2回以上の延長オプションがある契約、実質的に同一の業務を行う連続した契約の合計期間が2年を超える契約などが制限されています。フェアワーク法 333F 条は、このような新たな制限に対する例外を定めていますが、その一つに現代労使裁定で有期雇用契約についての特別の定めがある場合が挙げられています。大学に適用される現代労使裁定（Higher Education Industry – Academic Staff – Award 2020、および General Staff – Award 2020）は、そのような有期雇用契約について特別の定めを有する現代労使裁定の一つであり、現状、大学職員などの有期雇用契約への新たな制限の適用開始は2025年1月1日まで延期される特別措置が取られています。

しかし、このたびフェアワーク委員会は、組合からの要請を受け、9月から現代労使裁定における有期雇用契約に関する特別の定めについての見直しを行うことにしました。今後の見直しの詳細やスケジュールは9月以降に明らかにされる予定ですが、レビューの内容次第では大学職員などの有期雇用契約交渉等にも影響が出るため、今後の議論を注視し、必要に応じて適時に契約条件などを見直す準備をしておくことが重要です。原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022年11月8日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1 時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA 業界座談会第 6 弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信する NNA 社が主催した、日系企業による豪州 M&A に携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州 M&A に関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業による M&A 手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOU および DD の重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024 年 7 月 8 日および 9 日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024年の1月1日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章を[アップデート](#)しています。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール：syamura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール：ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曾我 修平
メール：ssoga@claytonutz.com



外国法資格実務家 小滝 博行
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：hkotaki@claytonutz.com



外国法資格実務家 小川 美月
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：mogawa@claytonutz.com



外国法資格実務家 白藤 祐也
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：yshirafuji@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール：kridgway@claytonutz.com